

## 岡山市障害児仕事体験活動事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 障害児が、地域の協働のもとで仕事体験活動に参加することにより、身体的及び精神的成長を促し、将来の就労と自立への基礎作りを図るとともに、地域での活動及び交流を通じ相互理解を深めて地域社会の福祉の向上にも資することを目的として、仕事体験活動の運営を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 市内に住所を有し、又は市内の学校に通学する中学生又は高校生であって、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持するもの若しくはそれらと同等の障害を有すると認められるもの又は発達障害者と診断されたもので、社会参加活動に支援を必要とするものをいう。
- (2) 仕事体験活動 地元企業等の協力により提供された職場で、障害児が活動支援者の援助を受けながら仕事の体験をする活動であり、概ね1週間に1回1時間程度の頻度で相当期間継続して行われるものをいう。
- (3) 活動支援者 障害児の仕事体験活動に付き添って、仕事又は人間関係等について助言、見守り等の支援を行う者をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、仕事体験活動（以下「活動」という）を運営する事業であって、当該事業の内容が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 活動を受け入れる企業等及び活動支援者を募集するものであること。
- (2) 活動に関する研修、講演会等を開催するものであること。
- (3) 活動に係る企画、調整等を行うものであること。
- (4) 原則として、岡山市内の中学校区を単位として実施されるものであること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、前条に規定する事業を実施する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 団体代表者が市税を完納していないもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものに限る。

(1) 報償に係る経費

(2) 旅費に係る経費

(3) 需用費に係る経費

(4) 役務費に係る経費

(5) 使用料及び賃借料

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、活動を行う障害児又は活動支援者の活動に係る経費は、対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金額は、前条に定める補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、団体の代表者が市税を完納していることを証明する書類とする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。